

## 第2回「枕崎国際芸術賞展」が閉幕

枕崎国際芸術賞展

南浜館を会場に開催された第2回「枕崎国際芸術賞展」が9月16日、閉幕しました。会期58日間、作家たちの想いが詰まった作品を一目見ようと市内外から4477人が会場へ足を運びました。

### 市民大賞が決定

第2回「枕崎国際芸術賞展」の会期中、観覧いただいた皆

さんが、展示作品の中で好きな作品を投票して決める「第2回枕崎国際芸術賞展市民大賞」が決定しました。

市民大賞に選ばれたのは、第2回「枕崎国際芸術賞展」の大賞と同じく全市民さんの「雲隠れ1」と「雲隠れ2」で、投票総数2559票のうち204票を獲得しました。市民準大賞には、本市の白



【市民大賞】雲隠れ1



【市民大賞】雲隠れ2



【市民準大賞】南岳噴火



【市民準大賞】Gate

澤榮一さんの「南岳噴火」と鹿児島県の平野良光さんの「Gate」がそれぞれ114票を獲得し、選出されました。

### 第70回鹿児島県画展 作品展 枕崎展

第2回「枕崎国際芸術賞展」の関連事業として「第70回鹿児島県画展作品展枕崎展」を開催します。

今年で第70回目を迎える県画作品展は、県内の幼稚園・保育園及び小・中学校から「授業の中で楽しく生き生きと表現した作品」約5000点の応募があり、特別賞、特選、入選の約600点が南浜館で展示されます。

本市からは、枕崎小学校2年の田野尻嵐さんが特別賞の県知事賞を受賞しました。開催期間は次のとおりです。ぜひ、お越しください。

会期 10月24日(木)まで  
会場 南浜館  
観覧 無料

■問合せ 文化課文化係 TEL 72-9998

## 特定健診受診率の高い11公民館を表彰

特定健診自治公民館表彰制度

特定健診の受診率が高く、住民の健康に対する意識が高い自治公民館を表彰する「特定健康診査自治公民館表彰」で、11公民館が表彰されました。9月7日に開催された市民健康教室で表彰式が行われ、受診率部門1位の中村公民館と、増加部門1位の牧園公民館に、表彰状と副賞が授与されました。

令和2年度は、令和元年度の特定健診の受診者数を基に入賞公民館を決定します。



▲中村公民館の城森幸三館長(写真右)と牧園公民館館長代理(同左)

今年まだ特定健診を受診していない方は、地域の皆さんで誘いあつて健診を受診し、ご自分がお住まいの公民館の入賞を目指しましょう。

### 表彰公民館の紹介

受診率部門(受診率の高い公民館)  
1位 中村公民館(89・47%)  
2位 湯穴公民館(84・00%)  
3位 千代田町公民館(74・07%)  
増加部門(前年度に対する受診率の増加が高い公民館)  
1位 牧園公民館(33・33%)  
2位 籠原公民館(32・72%)  
3位 中村公民館(28・36%)

◎特定健診対象者数70名を超え、上位3公民館の次に優秀だった公民館

受診率部門 下野原公民館(62・79%)  
増加部門 田中公民館(20・06%)

◎特定健診対象者数70名以下

で、上位3公民館の次に優秀だった公民館

受診率部門 下園公民館(73・08%)

増加部門 東本町公民館(25・58%)

◎特定健診対象者数10名以下で、過去3年間の受診率がすべて60%以上だった公民館。界守公民館。美初公民館。

### 特定健診を受けましょう

今年度、特定健康診査を受けていない方は、2月28日までの医療機関で個別健診を受診できます。

対象者 40歳から74歳の国民健康保険加入者で、今年度、特定健診を受診されていない方

医療機関 尾辻病院、小原病院、国見内科医院、サザン・リジョン病院、枕崎市立病院

※受診の際は医療機関へ事前予約から「特定健康診査受診券」と「保険証」を持参してください。

■問合せ 健康課保険医療係 TEL 72-1111(内線147)

## 「市長と語る会」を開催します

市民の皆さんと協働のまちづくりを進めるため、「地方創生について」を主なテーマとして、市長が市民の皆さんと直接お話しさせていただき、自由なご意見・アイデア等をお聴きする場を設けます。多くの市民の皆さんのご参加をよろしくお願いいたします。

### 開催日程

開催日	開催場所
10月31日(木)	立神センター
11月5日(火)	城山センター
11月8日(金)	市民会館
11月15日(金)	別府センター
11月19日(火)	金山センター

●開始時間 午後7時から(1時間30分程度)  
※どなたでも、また、どの会場でも参加できますので、ご都合のよい日にご参加いただきますよう、お願いします。

■問合せ 総務課秘書広報係 TEL72-1111(内線211)

## 集落ぐるみで鳥獣を「寄せ付けない」取り組みをしましょう

知らず知らずのうちに農地や集落が、獣の餌場になっていませんか。秋の収穫後から冬場にかけての取り組みが重要です。被害防止のポイントは、餌場をなくして「寄せ付けない」ことです。

### ■農地や集落内の「獣の餌場」をなくしましょう

野山に餌が少なくなる冬季は、鳥獣を寄せ付けられないチャンスです。次のことに留意し、冬季の餌場をなくすようにしましょう。

・水田では、収穫後も電気柵等を適切に設置することで獣の農地への侵入を防止し、収穫後に伸びた稲の葉やレンゲを獣が食べられないよう



収穫残さを放置しないようにしましょう

にしましょう。獣が餌場と認識すると、翌春の植付け後から被害が発生・拡大します。

・畦畔や法面では、青草を出さないようにしましょう。特に法面での草刈りは10月頃までに終わらせましょう。それ以降の草刈りは、冬場に餌となる青草を出すこととなります。冬季は枯草の状態となるようにしてください。

### ■農地周辺や集落内の「獣の隠れ場所」をなくしましょう

耕作放棄地や茂み、ヤブ等の解消を行い、集落内のすみか、潜み場をなくしましょう。また、緩衝帯の設置、枝打ち等を行い、集落内の見通しをよくしましょう。

■問合せ 農政課農政係 TEL72-1111(内線316)